

洛西ニュータウンアクションプログラム検討会開催要綱

(趣旨)

第 1 条 洛西ニュータウンアクションプログラムの策定を進めるに当たり、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、洛西ニュータウンアクションプログラム検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 検討会に参加する委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼し、又は任命する。

2 前項の規定により依頼し、又は任命する委員の人数は、40 人以内とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、1 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

第 4 条 市長は、委員のうちから検討会の会長を指名する。

2 会長は、検討会の進行をつかさどる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 5 条 検討会は、市長が招集する。

(庶務)

第 6 条 検討会の庶務は、都市計画局都市企画部都市総務課及び西京区役所洛西支所地域力推進室において行う。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、都市計画局長が定める。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 5 日から施行する。